

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第161号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年3月12日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「新型コロナに対する件で、県が対応した経緯経過が分かる関係書類全部。（ダイヤモンド・プリンセス客船に関する）健康づくり課・〇〇保健所・（県下全域の）保健所」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年5月11日、実施機関は、本件請求に対し、別表に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書に記録された住所、氏名、性別、生年月日等個人を特定しうる情報及び医療機関名並びに健康フォローアップ調査書が条例第8条第1号、第4号及び第7号に該当するとして、これらの情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年5月14日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年4月7日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「あるべき書類を（隠しているので公開を求める）」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「あるべき書類（参考資料）新型コロナウイルスの実施手順マニュアル手順の中の書類（検疫所・国）報告書等の書類を出せ。県が指定した機関でのウイルス感染者の検査した場所等の地名・病院名、検査した検体数及び検査した検疫機関から県との連絡した書類又国に報告した書類を出せ。又、他の乗船した検査結果（6名）

の結果の（経緯経過）の書類を出せ。」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

国への報告については、NE S I D（感染症サーベイランスシステム）を用い報告を行ったことなどにより、本件公文書を作成していない。

また、国の指示により非公表とされている医療機関名をはじめ、公にすることにより個人を特定しうる情報や、県の事務・事業の遂行に支障を来すことのほか、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された方以外の情報の有無を公開することにより居住地の特定につながる恐れがあることから、条例第8条第1号等に該当し、一部を非公開とした公文書部分公開決定を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年4月7日	諮問
令和7年2月17日 第1部会（第20回）	審議
同年 3月18日 第1部会（第21回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、令和2年2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」乗船者の新型コロナウイルス感染症患者について、県が対応した経緯を記録した公文書のうち、健康づくり課及び東部保健福祉局＜徳島保健所＞において保有するものの公開を求めるものである。

検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある者に対する対策については「検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある者に対する健康フォローアップ等について」（令和2年2月17日付け健感発0217第1号・薬生食検発0217第1号各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康局結核感染症課長・厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）が発出され、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が、国が設置した新型コロナウイルスに係る健康フォローアップセンター（以下「健康フォローアップセンター」という。）

と連携して新型コロナウイルス感染症対策を実施することとされ、検疫所から健康フォローアップ対象者の名簿の送付を受けた対象者の住所地等の都道府県等は、対象者に対し定期的な健康状態の確認や健康フォローアップセンターへの報告等の健康フォローアップや医療機関受診勧奨を行うこととされていた。

また、健康フォローアップ等とは別に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条の3の規定に基づく健康監視、同法第19条の規定に基づく入院勧告・措置等（以下「法律に基づく措置等」という。）を実施し、同法に基づく厚生労働省への報告に合わせて、健康フォローアップセンターに対しても情報提供することとされていた。

徳島県では、法律に基づく措置等を行う知事の権限が東部保健福祉局長及び総合県民局の長に委任されている（徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）第7条の2、第8条、別表第2の2第61号及び別表第3第54号の4）。そして、東部保健福祉局長及び総合県民局の長に委任された事務については、東部保健福祉局にあっては副局長等が、総合県民局にあっては部長等が専決することとされており（徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）第9条の2第1項及び第10条の3第1項）、東部保健福祉局及び総合県民局の保健所の庁舎において、当該保健所の所管区域ごとに、法律に基づく措置等に係る事務が行われている。

したがって、検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある県内在住者については、県は検疫所から対象者の名簿の送付を受け、各保健所において所管区域在住の対象者の健康フォローアップ等を行うこととなり、健康フォローアップ及び法律に基づく措置等に関する公文書（本件公文書のうち、別表の9から16までに掲げるもの）が作成され、又は取得されている。

また、健康づくり課では、各保健所で行う健康フォローアップ等について、国から事務の取り扱いについての技術的助言や対象者の名簿の送付を受け、県内各保健所へ周知する等の連絡調整の業務を行っており、これに伴い公文書（本件公文書のうち、別表の1から8までに掲げるもの）が作成され、又は取得されている。

なお、健康フォローアップ調査書については、別表の2に掲げる公文書である厚生労働省結核感染症課担当者から各自治体担当者あてのメールに、令和2年2月10日（月）以降の新型コロナウイルス感染症の発生届は、NESID（感染症サーベイランスシステム）での報告のみで問題ないとの記載があった。実施機関の弁明書によると、NESIDで報告を行ったとのことであるが、実施機関に確認したところ、健康フォローアップ調査書も作成されていたとのことであった。

実施機関は本件処分において、本件公文書に記録された住所、氏名、性別、生年月日等個人を特定しうる情報及び医療機関名並びに健康フォローアップ調査書を非公開としているため、これらの情報が条例第8条各号に掲げる非公開情報に該当するかを以下検討する。

2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権

利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公開文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

実施機関は、クルーズ船の乗客の居住地の特定につながるおそれ又は県の事務・事業の遂行に支障を来すおそれがあるとして、本件処分を行っていることから、本件処分において実施機関が非公開とした情報について、条例第8条第1号及び第4号の該当性が問題となる。これらの規定の該当性については、それぞれ以下の解釈により判断することとする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報とし、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とする旨を規定している。

ア 特定の個人を識別することができる情報（イを除く。）

個人の氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

イ 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

ア以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別され得るとはいえないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

(2) 条例第8条第4号について

条例第8条第4号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非公開とすることができる旨を規定している。

上記の「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、また、「当該事務又は事業」には同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。事務又は事業において適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無については、当該事務又は事業の性質に照らして客観的に判断することが必要であり、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

3 条例の非公開情報への該当性について

(1) クルーズ船の乗客に関する情報について

クルーズ船の乗客の住所、氏名、性別、生年月日等は、それにより当該乗客という特定の個人を識別することができる情報であり、条例第8条第1号に該当する。クルーズ船の乗客に関する情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、これを公にする必要があるという事情も認められないから、条例第8条第1号ロに該当しない。また、同号イ及びハに該当しないことは明らかである。

(2) 健康フォローアップ調査書について

健康フォローアップ調査書は、別表の4に掲げる「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」の別紙2「健康フォローアップ報告書」であると思われる。健康フォローアップ報告書は、対象者の氏名、生年月日並びに症状及び受診状況を記載することとされており、これらは(1)の情報と同様に条例第8条第1号に該当する情報である。

また、健康フォローアップ調査書のうち条例第8条第1号に該当する情報が記録された部分を除くと、それ以外の部分には、もはや有意な情報が記録されていないと認められるため、特定した公文書に含まれていたとしても、その全体が非公開となるべきものである。

(3) 医療機関名について

本件請求当時は、新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者とその家族に加え、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為が問題となり、このような行為は医療従事者のモチベーションを下げ、休職や離職を助長し、医療崩壊につながるおそれもあった。このような状況では、感染者が受診した医療機関の名称を公にすることは、当該医療機関に勤務する医療従事者及びその家族への偏見や差別につながり、感染者の受診を拒否する等、県が行う感染対策への協力が得られなくなるおそれがあった。

したがって、医療機関名は条例第8条第4号に該当すると認められる。

(4) 厚生労働省の担当者氏名及び連絡先について

新型コロナウイルス感染症の対応にあたっていた厚生労働省では、月100時間以上の超過勤務を行った本省職員が令和2年3月は134人（前年同月は14人）、令和2年4月は145人（前年同月は18人）に上る（令和2年7月1日衆議院厚生労働委員会における田中政府参考人（厚生労働省大臣官房総括審議官）答弁）など、業務がひっ迫していたことは明らかである。このような状況で厚生労働省の担当者氏名及び連絡先を公にすると、一般からの問い合わせへの対応を強いられることで、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症への対応という事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは十分にあったと言わざるを得ない。

したがって、厚生労働省の担当者氏名及び連絡先は条例第8条第4号に該当すると認められる。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の

結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	

別表

- 1 新型コロナウイルスに係る厚生労働省健康フォローアップセンターの設置について
- 2 クルーズ船患者の迅速な届出について
- 3 検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある者に対する健康フォローアップ等について
- 4 新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について
- 5 新型コロナウイルス感染症の流行地の帰国者等に関する健康フォローアップのお願い
- 6 健康状態フォローアップについて
- 7 検疫法第26条の3にかかる通知について
- 8 感染症法第17条の規定に基づく健康診断の実施について
- 9 感染症法第18条の規定による就業制限
- 10 感染症法第19条の規定による入院勧告
- 11 入院勧告についての意見を述べる機会の付与
- 12 感染症法第17条の規定に基づく健康診断の実施について
- 13 新型コロナウイルス感染症に係る健康フォローアップの終了について
- 14 新型コロナウイルス感染症に係る健康フォローアップの終了について
- 15 感染症法第37条の規定による医療費公費負担決定通知書及び医療機関への写しの送付
- 16 行政検査依頼書